

鳥取県海岸漂着物処理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県海岸漂着物処理事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村及び境港管理組合（以下「市町村等」という。）が管理等を行う県内の海岸に漂着したごみ等（以下「海岸漂着物等」という。）の処理に要する経費を補助することにより、海岸における良好な景観及び環境を保全するとともに、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の範囲内において、県土整備部長が別に通知する額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業着手の30日前までに行わなければならない。ただし、事業着手に緊急を要する場合は、この限りではない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付の申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明ら

かになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、各市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとし、各市町村等の財務規則等に基づき契約するものとする。

（2）県は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納させることができる。

（3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）にあつては、様式第4号による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（4）補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに取得財産等の価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、県及び環境大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、県が定める期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5%の割合で計算した延滞金を納付するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了年月日の属する年度の3月5日までに行うものとする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類の提出先は、県土整備部長とする。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則（平成22年1月7日付第200900154775号）

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附 則（平成25年3月11日第201200183378号）

この要綱は、平成25年3月11日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則（平成25年10月11日第201300112171号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日第201300187604号）

この要綱は、平成26年3月5日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成26年6月20日第20140052213号）

この要綱は、平成26年6月20日から施行する、平成26年度事業から適用する

附 則（平成27年3月30日第201400203058号）

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則（平成29年3月6日第201600180679号）

この要綱は、平成29年3月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成31年3月26日第201800357481号）

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則（令和2年11月4日第202000197559号）

この要綱は、令和2年11月4日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則（令和4年3月11日第202100307145号）

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則（令和4年3月31日第202100333158号）

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則（令和4年10月11日第202200170023号）

この要綱は、令和4年10月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則（令和4年12月14日第202200226693号）

この要綱は、令和4年12月14日から施行し、令和4年度事業から適用する。

<p>3 境港管理組合管理海岸</p> <p>(1) 海岸法第2条第2項に規定する「公共海岸区域」、「港湾区域」に接する海岸及び別表2の第2欄に掲げる海岸を除き、公の用に供している海岸の土地を管理している境港管理組合が、当該海岸（鳥取県分）について実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）及び海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究の事業</p> <p>(2) 海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）</p>	<p>境港管理組合</p>		
---	---------------	--	--

別表1（第3条、第7条）

※注1 県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※注2 補助率については以下のとおりとする。

1. 補助率は7/10（ただし、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域をいう。以下同じ。）は8/10）とする。
2. 海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船であつて、朝鮮半島からのものと思料されるものであると海上保安庁が確認したものを回収・処理する場合は8.5/10（ただし過疎地域は9/10）とする。

(別表2)

・第一種漁港

1 名称	2 海岸	3 管理者	4 補助率
東漁港	東漁港区域の水域に接する海岸	岩美町長	8 / 10
酒津漁港	酒津漁港区域の水域に接する海岸	鳥取市長	7 / 10
船磯漁港	船磯漁港区域の水域に接する海岸	鳥取市長	
岩戸漁港	岩戸漁港区域の水域に接する海岸	鳥取市長	8 / 10
夏泊漁港	夏泊漁港区域の水域に接する海岸	鳥取市長	
青谷漁港	青谷漁港区域の水域に接する海岸	鳥取市長	
長和瀬漁港	長和瀬漁港区域の水域に接する海岸	鳥取市長	
羽合漁港	羽合漁港区域の水域に接する海岸	湯梨浜町長	7 / 10
御崎漁港	御崎漁港区域の水域に接する海岸	大山町長	8 / 10
御来屋漁港	御来屋漁港区域の水域に接する海岸	大山町長	
平田漁港	平田漁港区域の水域に接する海岸	大山町長	
皆生漁港	皆生漁港区域の水域に接する海岸	米子市長	7 / 10

〇〇年度鳥取県海岸漂着物処理事業計画書

1 事業の実施理由及び効果

2 事業の概要

3 事業計画

(1) 事業実施場所及び実施予定時期等

実施場所(海岸名)	実施者	実施予定時期	実施内容
〇〇海岸		〇月〇日	

(2) 事業に要する経費

事業区分	県補助基本額	補助率	補助金所要額	寄付金、その他の収入額
回収・処理等				
発生抑制				
計				

※事業費の詳細が分かる資料（見積書等）を添付すること。

※適用する補助率は、次のとおりとする。

- ① 事業主体の区域内で事業を行う場合であって、事業を行う地域区分ごとの事業費が明らか（区分経理又はその他合理的な方法により明確に区分できる場合をいう。）となる場合は、それぞれの地域区分ごとの補助率を適用する。
- ② 事業主体の区域内で事業を行う場合であって、事業を行う地域区分ごとの事業費が明らかとならない場合は、事業を行う地域に適用される補助率の中で最も低い補助率を適用する。
- ③ 事業主体の区域外で事業を行う場合は、事業主体に適用される最も低い補助率を適用する。

(3) 業務発注

やむを得ず、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。

県内事業者への発注が 困難である理由	
-----------------------	--

4 他の補助金の活用

活用の有無	補助金名、事業内容及び問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県海岸漂着物処理事業収支予算（決算見込み）書

（単位：円）

収入の部

区 分	金 額	摘 要
鳥取県補助金		
計		

支出の部

区 分	金 額	摘 要
海岸漂着物処理事業		
計		

（番 号）
年 月 日

様

鳥 取 県 知 事

印

〇〇年鳥取県海岸漂着物処理事業補助金交付決定通知書

〇〇年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県海岸漂着物処理事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県海岸漂着物処理事業」とし、その内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県海岸漂着物処理事業補助金交付要綱（平成22年1月7日付第200900154775号県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の順守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規程に従わなければならない。

様式第4号（第6条関係）

〇〇年度鳥取県海岸漂着物処理事業取得財産等管理台帳

市町村等名

財産名 (備品名等)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	整備又は保管 場所

※ 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

※ 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

〇〇年度鳥取県海岸漂着物処理事業実績報告書

1 事業の実施理由及び効果

2 事業の概要

3 事業実績

(1) 事業に要した経費

事業区分	県補助基本額	補助率	補助金所要額	寄付金、その他の収入額
回収・処理等				
発生抑制				
計				

※事業費の詳細が分かる資料（見積書、請求書、納品書等）を添付すること。

※適用する補助率は、次のとおりとする。

- ① 事業主体の区域内で事業を行う場合であって、事業を行う地域区分ごとの事業費が明らか（区分経理又はその他合理的な方法により明確に区分できる場合をいう。）となる場合は、それぞれの地域区分ごとの補助率を適用する。
- ② 事業主体の区域内で事業を行う場合であって、事業を行う地域区分ごとの事業費が明らかとならない場合は、事業を行う地域に適用される補助率の中で最も低い補助率を適用する。
- ③ 事業主体の区域外で事業を行う場合は、事業主体に適用される最も低い補助率を適用する。

(2) 事業実施場所及び実施時期等詳細

別添様式第5号の別紙1～7のとおり

4 他の補助金の活用

活用の有無	補助金名、事業内容及び問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第6号（第8条関係）

〇〇年度鳥取県海岸漂着物処理事業仕入控除税額確定報告書

〇〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号で交付決定の通知を受け（〇〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号で変更交付決定の通知を受け）た鳥取県海岸漂着物処理事業補助金について、鳥取県海岸漂着物処理事業補助金交付要綱（平成22年1月7日付第200900154775号）第8条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

※別紙として積算の内容を添付すること。